



おなやみ



高齢になり
財産の管理が難しくなった



福祉サービスや施設入居の
契約が難しくて分からない



私の年金を全て子どもが使い、
施設費用が支払えない



障がいを持つ子どもがいるが、
親が亡くなった後の生活が心配だ



勧誘されて不要な商品を買
入ってしまった。



お世話になった人に財産を遺したい、
自分が死んだら子どもたちが
相続で揉めそうだ



入院している精神科病院での
生活に不満がある、
精神科病院から退院したい



弁護士が お手伝いします

成年後見等

成年後見等の申立手続の
お手伝いができます

成年後見人等

判断能力の程度に応じ、
後見人、保佐人、補助人
として財産管理等ができます

任意後見契約

認知症になったときに備えて、
信頼できる弁護士を後見人に
する契約ができます

財産管理契約

認知症になる前であっても
信頼できる弁護士に財産を
管理してもらうことができます

内容証明 交渉、訴訟等

支払った代金の返還の
お手伝いができる場合が
あります

遺言作成 ・ 遺言執行者

遺言書の作成や
遺言執行のお手伝い、
相続に関する相談ができます

処遇改善請求 ・ 退院請求

精神科病院の処遇や、
退院請求のお手伝いを
することができます

高齢者・障がい者よろず相談 (電話相談)

毎週火曜日
午後1時～午後3時30分

1回20分まで

無料

※詳細は裏面記載の通りです。

高齢者・障がい者相談 (面談相談)

毎月第1・第3木曜日
午後1時15分～午後4時15分

1回45分まで

5,500円(税込)

※一定の資力に満たない方は、無料になります。

出張面談相談

障がいなどのため弁護士会などの相談窓口
に出向くことが出来ない方は、弁護士が
自宅や病院、老人ホームなどの施設に出張
して相談をお受けいたします。
但し、事前審査があります。

1回45分まで

16,500円(税込)

但し、伏見区・山科区・西京区は17,600円(税込)
京都市以外の地域の方はお問い合わせください。



高齢者・障がい者 よろず相談

でんわ むりようそうだん
電話無料相談

そうだんじょ で ころれいしゃ しょう しゃおよ
相談所にお出かけにできない高齢者・障がい者及び
かぞくなど でんわ そうだん おこな
そのご家族等のために、電話相談を行っています。



高齢者・障がい者、ご家族の皆さん

ころれいしゃ しょう しゃ みな にちじょうせいかつ
高齢者・障がい者の皆さんの日常生活
かいご もんだい ざいさん
や介護の問題、さらには財産のことで
しんぱい
心配なことはありませんか？



福祉団体、行政機関において 福祉の仕事に関わる皆さん

かいご たすき ちよくめん
介護に携わることで直面している
なや
悩みやトラブルはありませんか？

せいねんこうけん ざいさんかんり
成年後見、財産管理、
かいご びょういん にゅうたいいん
介護や病院の入退院のことなど、
なん そうだんくだ
何でもご相談下さい。

でんわばんこう
電話番号 075-253-6000

そうだんりょう
相談料 無料

そうだんにちじ
相談日時 毎週火曜 午後1時～3時30分

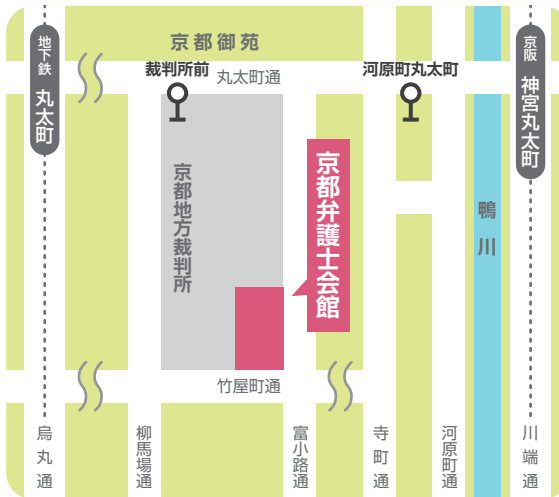
そうだんじかん
相談時間 1回20分まで

お問い合わせ

京都弁護士会

ころれいしゃ しょうがいしゃ しえん うんえい いんかい
高齢者・障害者支援センター運営委員会

きょうと しながきょうく とみのこうじどりまる たまちさが
〒604-0971 京都市中京区富小路通丸太町下ル



ちかてつ まるたまちえき とほ ふん
地下鉄「丸太町駅」から徒歩7分
けい はん じんぐうまるたまちえき とほ ふん
京阪「神宮丸太町駅」から徒歩12分

バス てい さいばんしよまえ とほ ふん
バス停「裁判所前」から徒歩1分
バス てい かからまちまるたまち とほ ふん
バス停「河原町丸太町」から徒歩8分

うけつけ よやくせんようでんわ
受付・予約専用電話

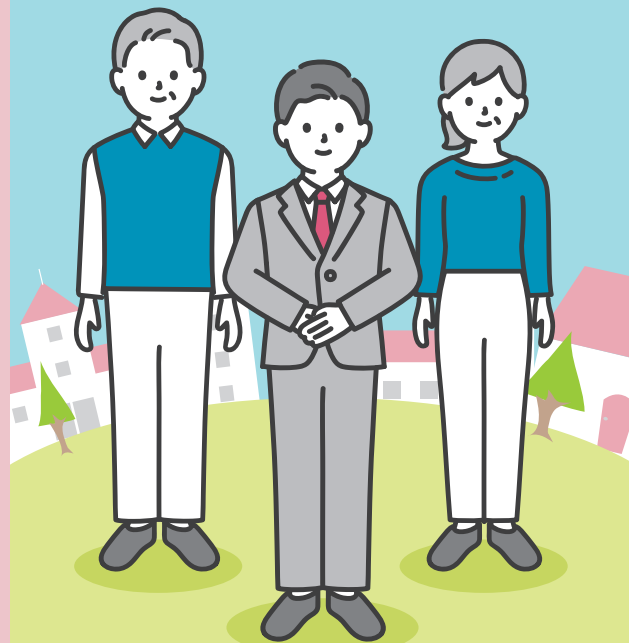
075-231-2378

まいしゅうげつようび きんようび しゅくじつ のぞ
毎週月曜日から金曜日（祝日を除く）

- 午前9時15分から12時
- 午後1時から4時30分

高齢者・障害者支援センター

ほほえみ



ころれい かた
高齢の方、
しょう も かた
障がいをお持ちの方のために、
べんごし
弁護士ができることがあります

☎ 075-231-2378



京都弁護士会
KYOTO BAR ASSOCIATION